北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて

令和4年2月8日(火) 第5回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



1. 本日ご議論いただきたい事項
- 1. 前回議論の整理・・・・・・・・・4-6
- 2 全体論点・・・・・・・・・・・ 7 - 9
-3 各論(自動車使用 10~ 機械器具 14~ 建築物 18~)
2. 意見聴取について
- 1 事業者・・・・・・・・・・・23-24
- 2 若 者・・・・・・・・・・・25-26
3. 今後のスケジュールについて・・・・・・27
4. 若者からの意見発表
[参考資料]
① 条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28② 条例本文(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・30
③ 国の制度(建築省工ネ法、公共建築物等木材利用促進法の改正)・・33
④ 道内事業者へのアンケート結果データ・・・・・・・・・・35

- 前回各論の追加整理を行ったので、ご議論いただきたい 「排出量報告制度」スライド5,6
- **2 全体論点**を前回同様にお示ししているので、随時ご議論等 をいただきたい スライド 7 ~ 9
- 3 本日は事業活動に関する3つの各論ついて、論点イメージ を説明させていただくので、重点的なご議論をいただきたい
 - (1) 「自動車使用」スライド10~13
 - ②「機 械 器 具」スライド14~**17**
 - ③「**建 築 物**」スライド18~**22**

1-1.前回の主なご意見

分野	主なご意見(前回)
運輸	運輸部門では地域の特徴でモビリティーはそれぞれ違ってくることから、条例の見直しの検討 段階で、そういった観点もあるべきではないか。
責務 (滞在者)	北海道に滞在する方というのは、観光旅行者だけではなくて、ビジネスもかなり多いと思うで、 「観光旅行者等」でくくらないで、ビジネスのところも明示したほうがいいのではないか。
再工ネ	再工ネ施設を新設、増設した場合に、法人事業税を軽減するといった再工ネ振興優遇税制の検 討も必要ではないか。
運輸	JR貨物等のモーダルシフトは想定していると思うが、他府県ではターミナル駅も減少しているという実態もあることから慎重に検討するべき。
行動変容	小・中・高校の授業で温暖化対策の必要性とか家庭での取組の事例を教育すべきではないか。
排出量 報告制度	報告制度の目標のところで温室効果ガス削減とか再工ネ導入の制度が必要であり、森林保全と か再工ネ利用のところも必要ではないか。
排出量 報告制度	排出量報告制度の対象事業者の範囲検討するためには、広げた場合の対象事業者数の変化など のデータを確認することが必要ではないか。(スライド5~6で整理)
適応	緩和と両輪で進める適応策の推進をどのように規定していくか。緩和策と適応策の調和的になるように記載するべきではないか。
自動車	E V 充電器自体が再生可能エネルギー由来の電力でないと、環境に配慮しているといえないので、条文に再生可能エネルギー由来の文言も入れるべきではないか。
排出量 報告制度	排出量報告制度では報告事業者を増やす取組をするべきではないか。
責務 (道)	道の責務として調達する電力に対するCO ₂ 排出係数の基準や、道内の再生可能エネルギーの割合をみていくべきではないか。

対象要件を拡大した場合の事業者数(1,500kL/年排出事業者)

○義務規定の規模要件を1,500kL/年以上 ⇒ 1,000kL/年以上に拡大した場合

	11 C = / 5 C C R = / 1 3	<u> </u>	71111111111111111111111111111111111111	
	道内の全業者数※1	1,500kL/年以上 ^{※2}	1,000kL/年以上 ^{※2}	規模要件の目安※2
大店立地法 大規模小売店舗	897事業者 (3,799,670m2)	7事業者 (334,441m2)	19事業者 (611,677m2)	3万㎡→2万㎡
カバー率	_	0.8% (8.8%)	2.1% (16.1%)	3/3111 /2/3111
ホテル 旅館	2,176事業者 (97,789客室)	44事業者 (44,047客室)	62事業者 (48,998客室)	350客室→
カバー率	_	2.0% (45.0%)	2.8% (50.1%)	230客室
病院	275事業者 (55,161病床)	22事業者 (17,117病床)	50事業者 (28,628病床)	550床→367床
カバー率	_	8.0% (31.0%)	18.2% (51.9%)	330/A /30/IA

^{※1} 道条例の適用対象外である札幌市内の事業者を除いた数

- ○規模要件を相当程度拡大した場合においても**事業者数のカバー率は低く、自主的な取組 の拡大には十分にはつながらない**のではないか。
- ○国・他都府県の規模要件を踏まえるとともに、**中小事業者の負担**を考慮して、**現行要件を継続するとともに、「簡易な算出・任意報告制度」の導入**などにより、**排出量への関 心を高め、削減の取組を広げる検討**が考えられないか。

^{※2「}省エネ法の概要」による「1,500kL/年を使用する施設規模の例示」を基に按分した目安により試算

対象要件を拡大した場合の事業者数(自動車運送事業)

○自動車運送事業者の規模要件を他都府県の例を踏まえて拡大した場合

	道内の全業者数※1	道条例(現行)	規模要件を 拡大した場合	規模要件※2	
トラック	3,377事業者 (96,541台)	39事業者	115事業者	200台→100台	
カバー率	_	1.1%	3.4%	200日 7100日	
バス	221事業者 (5,964台)	4事業者 (2,015台)	10事業者 (2,864台)	200台→100台	
カバー率	<u> </u>	1.8% (33.8%)	1.8% 4.5%		
タクシー	340事業者 (9,689台)	2事業者 (762台)	9事業者 (2,117台)	350台→150台	
カバー率	_	0.6% (7.9%)	2.6% (21.8%)	У У У У У У У У У У У У У У У У У У У	

^{※1} 札幌市内の事業者数が把握できなかったため全道の数値を使用、※2 他都府県の規定の例を踏まえて設定

- ○自動車は**台数が排出量に直に影響**するものであり、広域・分散型の**本道では運輸部門 の排出量が課題**であること、また他都府県の規定も踏まえ、**上記のような要件に広げる**ことが考えられないか**(今後、事業者からの意見聴取結果なども踏まえて検討)**。
- ○併せて、より中小の事業者向けには、「簡易な算出・任意報告制度」の導入などにより、排出量への関心を高め、削減の取組を広げる検討が考えられないか。

1-2.全体論点 (規定の例) ①

- **道条例の主な規定**について、**ゼロカーボン北海道宣言**(R2)や**道の温対計画改定**(R3) 、**国の 温対法・計画改正**(R3)など社会情勢の変化や**条例の施行状況を考慮した課題**などを踏まえ、見直 しの**主な論点**を整理しています。
- 主な論点について、他都府県条例などを参考に**規定の例**を整理しています。

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【名称】 北海道地球温暖化防止対策条例	「ゼロカーボン北海道」の使用で、全道で理念を共有することにつなげられないか?	・条例に愛称を規定
【前文】 ◆2050年までに世界全体の排出量の少なく とも50パーセントを削減するという低炭素 社会の目標を記載	【R2 ゼロカーボン北海道宣言】 【R3 温対法の改正】 ・ゼロカーボンの目的や理念・目指す 姿の共有に向けてどのような規定・ 制度が考えられるか?	・前文だけでなく関係条文に ゼロカーボン北海道の理念 (脱炭素化の定義等を含む) を明記 (再エネと森林吸収源の最大限の活用 など)
【総則】(第1条〜第7条) ◆目的、道・事業者・道民の責務、観光旅行 者の協力	・地域資源の持続可能な利用と地域の 活力向上を図る視点をどう盛り込む か?	
【地球温暖化対策推進計画等】 (第8条〜第11条) ◆知事⇒地球温暖化対策推進 計画の策定義務 ◆知事⇒地球温暖化対策 指針の策定	【 H30 気候変動適応法の制定】 ・ 適応計画の策定 を規定すべきではないか?	・ 気候変動適応計画の策定 に関する条文を規定
【 事業活動に関する規定】 (第12条〜第15条)手引きP.2〜3	【R3 温対法の改正】 ・排出量 報告制度のあり方 (対象事業	・国よりも 対象を広げた規模要件 の規定 ・提出の デジタル化・オープンデータ化
◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう努力義務	者の規模や分野、報告項目、公表方 法など)	・報告事項に 削減目標・再エネ導入量・森林吸収源 の活用状況を規定
◆大規模エネルギー使用事業者⇒温室効果ガス排出削減等に係る 計画書・実績報告書の 作成・提出義務 ➤知事が公表	・排出量報告のデータをどのように有効活用できるか?・「排出量の見える化」をどう拡げることができるか?	・中小企業者向けの簡易版の算出・任意報告制度(排出量の見える化)を規定・報告書の内容を分析・整理し、有効なデータとして提供する仕組を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

1-2.全体論点 (規定の例) ②

Y 4 / 10 0 2 4 4 4 1 1 1	↓ ₩= Δ ►	₩ ☆ の何以
道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【 自動車使用に関する規定】 (第18条〜第21条)手引きP.4	【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】 ・ライフスタイル・ビジネススタイ	・大規模駐車場管理者による E V 充電器の設置・表 示を規定
◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運 転・アイドリングストップの実践等への努	ル・社会システムの脱炭素化 に向け てどのような制度が考えられるか?	・自動車販売業における温対性能の説明等を規定 (継続)
力義務		・ 次世代自動車 の購入推進を規定
◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知義務		・移動・物流における削減を規定(ゼロカーボンド ライブ・再配達抑制・モーダルシフト等)
◆ 自動車販売業者 ⇒新車を購入しようとする 人に対し、 性能情報の説明義務(レンタ カー業者⇒同様の説明の努力義務)		・コンパクトなまちづくりの推進を規定
【機械器具に関する規定】		・家電量販店における説明・表示を規定(継続)
(第22,23条) 手引きP.5		 ・道の取組(家庭におけるCO2排出量の見える化 な
◆温室効果ガスの排出量の少ない機械器具の 購入等		ど) 普及への協力を規定
◆省エネルギー性能情報の表示等		
【 建築物の新増築に関する取組】 (第24条〜第27条) 手引きP.6	【R2 建築物省工ネ法改正】 【R3建築物木材利用促進法改正】	・建築主による 再エネの導入 や 道産木材の使用 を規 定
◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理 化などへの努力義務	・影響が長期にわたる 建築物の対策強 化 に向けてどのような制度が考えら	・マンション等 建築物の販売事業者 による消費者へ の温暖化防止性能の 表示と説明 を規定
◆大規模建築物の新増築等を行おうとする建築主⇒新増築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出義務 >知事が公表	れるか?	・設計主から建築主へ再工ネ導入の情報提供義務を 規定 ・ZEB、ZEHの推進を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

1-2.全体論点 (規定の例) ③

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【 再生可能エネルギーに関する規定 】 (第28条〜第31条) 手引きP.7 ◆事業者・道民	【R2 ゼロカーボン北海道宣言】 ・再エネの最大限の活用に向けてどの ような制度が考えられるか?	・電気供給事業者による 道内での再工ネ供給の推進 を規定(地域の活性化) ・再工ネの地産地消の推進を規定
⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務務◆大規模エネルギー供給事業者⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出義務 > 知事が公表		・電気供給事業者による 電力購入者への再工ネ選択の表示・説明 を規定(再工ネの見える化) ・水素やバイオマスのエネルギー利用の推進を規定 ・市町村の再工ネ導入促進のための環境配慮基準の策定を規定
【森林保全等の規定】(第32条) ◆事業者・道民 ⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への 努力義務	【R2 ゼロカーボン北海道宣言】 ・森林吸収源の最大限の活用に向けて どのような規定が考えられるか?	・森林保全及び整備、道産木材の利用推進を規定 (継続) ・CO2吸収源の分野を拡大して規定 (農地土壌対策や藻場の造成など)
【その他の規定】(ライフスタイル等) ◆行事・催し物等における環境配慮の取組の促進(第7条) ◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援(第16条) ◆環境物品等の購入等の促進(第17条) ◆地球温暖化の防止に関する理解の促進(第33条) ◆北海道クールアース・デイ(第34条) ◆冬期・夏期における取組の推進(第35,36条) ◆地産地消の推進(第37条)	【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】 ・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会 システムの脱炭素化に向けてどのような制 度が考えられるか?	 ・カーボンフットプリントなどの排出量表示の普及促進を規定(見える化) ・家庭で取り組みやすい排出量算出の推進を規定(見える化) ・廃プラ、フロンや食品ロスの排出抑制、イノベーションの推進を規定 ・ゼロカーボンツーリズムの推進を規定 ・環境と経済の好循環を規定(カーボンオフセットの普及促進等) ・地産地消の推進(継続)
◆現条例に 規定なし	【 H30 適応法制定】 ・緩和と両輪で進める 適応策の推進 を どのように規定していくか?	・目的、各主体の責務、計画の策定、適応セン ターの設置など 適応の推進方策を規定

3. 各論(自動車使用)について①

自動車使用の各論(再掲)

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【 自動車使用に関する規定】 (第18条〜第21条)手引きP.4	【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】 ・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会シ	・大規模駐車場管理者による E V 充電器の設置・表示 を規定 ・自動車販売業における温対性能の説明等を規定
◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・アイド リングストップの実践等への努力義務	ステムの脱炭素化 に向けてどのような制度が 考えられるか?	(継続) ・ 次世代自動車 の購入推進を規定
◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知義務		・移動・物流における削減を規定(ゼロカーボンドライブ・ 再配達抑制・モーダルシフト等)
◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し、 性能情報の説明義務(レンタカー業者⇒同様の説明 の努力義務)		・コンパクトなまちづくりの推進を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

主な論点の考え方

<国計画>

- ・産業界における自主的取組の推進
- · 自動車単体対策
- 道路交通流対策
- ・脱炭素型ライフスタイルへの転換
- ・環境に配慮した自動車使用等の促進による 自動車運送事業等のグリーン化
- ・公共交通機関及び自転車の利用促進
- ・鉄道、船舶、航空機の対策
- ・脱炭素物流の推進
- ・電気・熱・移動のセクターカップリングの促進

<道計画>

- ・次世代自動車などの導入促進
- 道路交通流対策
- ・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車 運送事業等のグリーン化(アイドリングストップ などのエコドライブ)
- ・公共交通機関及び自転車の利用促進
- ・物流の効率化・脱炭素化
- 事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出・公表
- ○**道内**の排出量に占める**運輸部門の割合は全国に比べて高く(全国18.3% 道21.0%)**、 概ね横ばいで推移。
- ○運輸機関別では自動車からの排出量が全体の8割を占め、自動車の対策が必要。

3. 各論(自動車使用)について②

道条例の現行規定について

- ○**自動車販売事業者**には、新車購入予定者に**新車に係る地球温暖化防止性能情報を説明** することを義務付け。**特定駐車場の設置者等**には**アイドリング・ストップ周知義務**。
- ○また、自動車を購入しようとする者に、低公害車等の購入に努めることを規定。

自動車販売事業者

販売事業者は新車に係る 地球温暖化防止性能情報※を説明。 レンタカー事業者から利用者に 説明するよう努める。

※地球温暖化防止性能情報

- ・温室効果ガスの排出の量
- ・エネルギー消費効率
- ・エアコンの冷媒の種類と量
- ・リサイクルに関する情報

特定駐車場

500m以上の駐車場設置者・管理者は、アイドリングストップの実施を掲示。

国の規定について

※道条例の規定と実体的に重なる規定はない

○温対法

第24条(日常生活における排出削減への寄与)

事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務の製造、輸入もしくは販売又は提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう、努めなければならない。

○日常品の利用に伴う温室効果ガスの排出については、法においても**事業者に対し情報提供の努力が求められており**、また**本道では自動車が課題**となっていることから、**現行条** 例による情報提供の規定を基本的に継続することを検討できないか。

3. 各論(自動車使用)について③

道と他都府県市の自動車使用制度の比較

※ ○:義務 △:努力義務

										\sim
	小	_	駐車場	易管理	利用	促進	情報	提供		
都府県 市名 [最終 改正]	利用促進公共交通機関	エコドライブ	アイドリング	EV 充電	低公害車	自次動世	新車販売	レンタカー	物流	その他
北海道 [H26]		\triangle	0		\triangle		0	\triangle		・レンタカー事業者は温対性能情報を説明
東京都 [R2]		Δ			Δ		0			・別に自動車を多く使用する事業者には、一定割合以上 の低公害車等の導入義務を規定
京都府 [R2]	\triangle	\triangle	0	Δ	Δ	\triangle	0		Δ	・大規模駐車場にEV充電設備・優先駐車区画の設置努力・事業者は適切な環境性能説明の推進者を選定する義務・配送の共同化努力、貨物・宅配の再配達の回避努力
岐阜県 [R3]		\triangle								・大規模事業者に自動車通勤環境配慮計画書の提出義務
長野県 [H25]					\triangle			\triangle		
徳島県 [H29]	\triangle	\triangle	\triangle		Δ		0			・販売者は新車の環境情報について見やすく表示 ・地域の実情に応じ公共交通の利便増進等のまちづくり
札幌市 [R2]	\triangle	0			Δ		0		Δ	・自動車環境情報を記載した書面の備え置き義務 ・共同輸配送等による輸送効率の向上の努力

[※]上記のほか、名古屋市条例は、新車販売事業者に対して、販売する新車に係る「自動車環境情報」を記載した 書面等を事務所に備え置き、書面等の交付・説明を義務づけ。

- ○温対条例制定都府県(32)の**大半が自動車に関する規定を導入**している。
- ○次世代自動車の利用促進や大規模駐車場へのEV充電設備の設置の規定が見られる。
- ○自動車単体の対策に加え、物流に関する規定が見られる。

3. 各論(自動車使用)について④

自動車使用の見直しの論点(検討イメージ)

国・道の計画や他都府県の規定との比較を踏まえて、道の自動車使用の規定の見直しの論点の 検討イメージを整理しています。

① 自動車使用の規定の意義について

温対法では、日常用品の利用に伴う温室効果ガス排出について事業者に対し情報提供の努力が求められており、また本道においては、運輸部門の排出量削減が課題であり、特に比重の高い自動車対策については、計画の新たな削減目標においても多くの排出量削減が求められることから、条例の規定の継続・拡充を検討すべきではないか。

② 次世代自動車の利用について

規定の拡充方向として、「次世代自動車の利用促進」の規定を検討すべきではないか。

※例:第21条③ 自動車購入者の努力規定(低公害車→次世代自動車)

③ 自動車本体以外の取組について

運輸部門の取組を推進するため、道計画の方向性と整合を図りながら、**物流における温室 効果ガスの削減を促進する規定を加えることを検討すべきではないか**。

※例:道による推進・促進、事業者による連携(輸送の共同化など)努力 など

○今後、事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたい。

3. 各論(機械器具)について①

機械器具の各論(再掲)

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【機械器具に関する規定】 (第22,23条) 手引きP.5 ◆温室効果ガスの排出量の少ない機械器具の 購入等 ◆省エネルギー性能情報の表示等	【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】 ・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会システムの脱炭素化に向けてどのような制度が考えられるか?	・家電量販店における説明・表示を規定(継続) ・道の取組(家庭におけるCO2排出量の見える化 な ど)普及への協力を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

主な論点の考え方

<国計画>

- ・脱炭素型ライフスタイルへの転換
- ・住宅の省エネルギー化
- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- ・徹底的なエネルギー管理の実施
- ・電気・熱・移動のセクターカップリングの促進

<道計画>

- ・住宅の省エネ化
- ・省エネルギー設備の導入とエネルギー利用の効率 化の促進
- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ○**我が国**の排出量のうち**約2割は家庭部門**であり、冷暖房・給湯、家電の使用等のエネルギー消費が中心で約2割を占める。
 - 国の計画では、今後も住宅の省エネ化やライフスタイルの見直しが必要と規定。
- ○道内の排出量に占める家庭部門の割合は全国に比べて高く(全国14.5% 道22.9%)
 、灯油の割合が高い(全国12.7% 道45.8%)のが特徴。
- ○**道計画**では、**家庭部門の取組**として、**省エネの促進**を位置付け。

3. 各論(機械器具)について②

道の規定について

次の特定事業者は家電等の特定機械器具の販売に際して、機械器具の省工ネ性能の

表示や説明を義務付け。

特定機械器具販売事業者

特定機械器具※をそれぞれ5台以上陳列する事業者
※エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブ

省エネ情報の表示

「統一省エネラベル」等の表示 ※製品の省エネ性能や経済性を示したラベルを示す等、省エネに関する情報を提供するよう努めることが、省エネ法に規定。



- 星の数により省工ネ性能を相対評価(一目でわかる)
- ・1年間の電気代目安を表示

国の規定について

- ○省エネ法
 - ・トップランナー制度による省工ネ基準を導入し、32品目について製造・輸入事業者に目標の達成や表示を義務化。 ※30~32は、建材トップランナー制度対象品目

乗用自動車 ビデオテープレコーダー 自動販売機 25 プリンター 17 ヒートポンプ給湯器 エアコン 10 電気冷蔵庫 18 変圧器 26 照明器具(蛍光灯器具・電球型蛍光ランプ) 電気冷凍庫 三相誘導電動機 19 ジャー炊飯器 27 11 ストーブ 雷子レンジ 4 テレビ 12 20 28 雷球型I FDランプ 5 複写機 ガス調理機器 DVDレコーダー 13 21 29 ショーケース 6 22 電子計算機 14 ガス温水機器 ルーティング機器 30% 断熱材 磁気ディスク装置 15 石油温水機器 23 スイッチング機器 31% サッシ 24 複合機 32% 貨物自動車 16 雷気便座 複層ガラス

- ・小売り事業者には、省エネ性能の情報(省エネラベル)を表示努力を規定。
- ○温対法 第24条(日常生活における排出削減への寄与)※スライド11参照
- ○法による**小売り事業者の表示努力の規定**に加えて、**条例**による「**購入者への表示・説** 明」の**義務付け**は、**法による取組を広げる意義**があり、**規定の継続**が考えられないか。

3. 各論(機械器具)について③

道と他都府県市の機械器具の規定の比較

※ ○:義務 △:努力義務 省消 使工費 用之者 販売店による省工ネ性能の 都府県 情報提供義務 市名 その他(対象となる機械器具) 「最終 , 努機 力器よ 説明 要件 表示 改正] のる 北海道 5台 ・エアコン・テレビ・冷蔵庫・ストーブ [H26] ・エアコン・テレビ・冷蔵庫 ※要件未満の店を対象に「表示できる」規定 東京都 5台※ ・都における家庭部門の電気使用量の機器別割合(%) [R2] 照明器具17.3 エアコン17.2 冷蔵庫16.5 TV10.7 温水洗浄便座4.6 省エネマイスターの設置 京都府 1000m ・エアコン・テレビ・冷蔵庫・照明器具・冷凍庫・電気便座 [R2] 岐阜県 [R3] ・エアコン・テレビ・冷蔵庫に蛍光灯器具・電気便座を追加 長野県 5台※ \wedge \wedge ※要件未満の販売店には表示・説明の努力規定 [H25] 徳島県 ・エアコン・テレビ・冷蔵庫・照明器具 なし [H29] 札幌市 \triangle [R2]

- ○温対条例制定都府県(32)の半数以上で機械器具の規定が導入されている。
- ○機械器具の省エネ性能を適切に説明することを推進する者の選任義務の規定が見られる。
- ○対象とする販売店について、**規模要件を定めず広く取組を求める規定**が見られる。

3. 各論(機械器具)について④

機械器具の見直しの論点(検討イメージ)

国・道の計画や他都府県の規定との比較を踏まえて、道の機械器具の規定の見直しの論点の 検討イメージを整理しています。

① 機械器具の規定の意義について

全国に比べて本道は家庭部門における排出量の割合が多く、一度購入すると使用が中長期に亘る機械器具について、エネルギー消費が大きい冷蔵庫やストーブなど特定機械器具からの排出量を削減するこの規定を引き続き推進することを検討すべきではないか。

② 「対象事業者」や「対象品目」の拡大について

省工ネ**法に基づき全ての事業者に表示努力が求められている**ものであり、また、その**説明は事業者にとって販売につながる**ことから、**全ての事業者を対象として規定**することも 検討できるのではないか。

また、**現行の対象品目(4品目)**について、**トップランナー制度の32品目**から、本道の 課題等を踏まえながら、**新たに追加することも検討できるのではないか**。

③ 道内の脱炭素ライフスタイルの実現に向けた事業者との連携の拡大について

家庭での取組を進め、**道内の脱炭素ライフスタイルを実現**していくためには、**家電販売店など事業者の役割は重要**である。現行条例では、事業者の責務として「道の対策への協力」が規定されており、**見える化や普及啓発など一層の協働規定を検討できないか。**

○今後、事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたい。

3. 各論(建築物)について①

建築物報告制度の各論(再掲)

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
【建築物の新増築に関する取組】 (第24条〜第27条) 手引きP.6 ◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理 化などへの努力義務	【R2 建築物省エネ法改正】 【R3建築物木材利用促進法改正】 ・影響が長期にわたる建築物の対策強 化に向けてどのような制度が考えら	・建築主による 再エネの導入 や 道産木材の使用 を規定 ・マンション等 建築物の販売事業者 による消費者へ の温暖化防止性能の 表示と説明 を規定
◆大規模建築物の新増築等を行おうとする建築主⇒新増築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出義務 ➤知事が公表	れるか?	・設計主から建築主へ再工ネ導入の情報提供義務を 規定 ・ZEB、ZEHの推進を規定

※他自治体等を参考に例示したもの

主な論点の考え方

<国計画>

- ・建築物の省エネルギー化
- ・住宅の省エネルギー化

<道計画>

- ・建築物の省エネ化
- ・住宅の省エネ化

○国計画

2030年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物についてはZEB基準の水準の省エネルギーが確保されていることを目指す。

建築物の省エネルギー対策の強化を図るため、今後、早期に**建築物省エネ法における** 規制を強化する。

○道計画

ZEB、ZEHの普及促進

建築物に係る計画的な温暖化対策を推進(建築物の新増築に関する報告・公表制度)

3. 各論 (建築物) について②

道条例の制度

建築主は次の建築物における熱の損失の防止や建築設備に係るエネルギーの効率的利用等について、計画的に措置を図るため、配慮計画書や完了届出書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表。

新築等

合計が2,000㎡以上(特定建築物)の新築、改築(改築部分の床面積等)、増築

修繕等

面積の合計が2,000㎡以上 又は2,000㎡未満であって、 当該部分の面積の合計が当 該屋根等の面積の合計の2分 の1以上

建築設備の設置等

特定建築物の空気調和設備等 の設置又は改修(一定規模以 上の改修)

報告を求める項目	報告の具体例
建築物からの熱の損失防止措置	・外壁に内断熱材を使用 ・建物を東西に設置し、外壁を南面にさせる
換気・照明・給湯等の効率的利用	・インバータ空調機の採用 ・セントラル給湯設備の設置
それ以外の取組	・ビルエネルギーマネジメントシステムの採用 ・節水型機器の採用

- ○条例制定時から配慮計画書は延べ308件の建築物について提出。
- ○断熱化の向上やLED化等によるエネルギーの効率利用などが報告。
- ○建築物省エネ法により、国と道への報告が一部重複しており、規定のあり方についての検討が考えられる。

3. 各論 (建築物) について③

建築省エネ法と道条例の比較

規模要件	建築物省エネ法(H28~)		道条例	備考
沙山大女门	非住宅	住宅	(現行)	/ ⊞ ′−
大規模 2,000㎡ 以上	○適合義務建築確認や完了検査において、省エネ基準への適合等の審査	○届出義務基準に適合せず必要と認める場合、指示・命令等	○配慮計画書○完了届出書※建築物の取組に加え、設備や省エネ以外の取組も報告の対象公表あり	脱炭素社会実現に資する公共建
中規模 2,000㎡ ~300㎡	※R3.4.1~ 中規模を対象に追加			築物等木材利用 促進法 に改正 (R3.10~)
小規模 300㎡ 未満	○ 説明義務 ・省エネ基準への適否 ・(適合しない場合)省□	Lネ性能確保のための措置		

- ○省工ネ法は**基準への適合や説明義務**を設けており、その審査内容は、道条例の計画書等の項目と一部重複しているが、**道条例は「建築物以外の設備や省エネ以外の措置も報告の対象**」及び「**公表**」が法と異なる。
- ○公表は広く建築主の取組促進につながり、道の報告・公表項目に再工ネや道産木材の活用を追加することで、条例の意義を広げることも考えられる。
- ○また**建築物等木材利用促進法**の改正により、①**目的に脱炭素社会実現が位置付け** られ(法令名も改正)、②**対象が公共建築物から建築物一般に拡大**されている。

3. 各論(建築物)について④

道と他都府県市の建築物報告制度の比較

[R2]

○:義務 △:努力義務 環境性能表示 都府県 報告が必要な行為 報告項目 ZEB 等情報提供 市名 ZEH その他 改新 築築 等・ 「最終 模修 様繕 替・ 設設 置備 設計 利木 用材 促進 売 改正 北海道 [H26] 東京都 [R2] ・府内木材等の使用及び再工ネ利用設備の導入義務付け 京都府 ()[R2] ・屋上緑化義務付け 岐阜県 特定建築主以外の建築主には報告の努力規定 [R3] ・建築主に省エネと再エネ導入の検討を促す制度 長野県 ※建物の新築の際、建築主に対し**省エネや再エネ設備の導入の検討・** [H25] 届出義務及び表示努力を規定。 ※当該新築の設計・建築事業者による環境情報提供の努力規定 ・ 建築物及び敷地の緑化 徳島県 [H29] 販売・賃貸事業者による温暖化防止情報の説明努力規定 札幌市

- ○13都府県が報告制度を義務、9都府県が建築物の環境性能表示の情報提供を努力規定。
- ○報告が必要な行為は新築等が対象。県への報告と同時に建築物への表示努力規定がある。
- ○設計者による建築主への情報提供や販売・賃貸業者による説明等の努力規定がある。
- ○建築物への再工ネ導入や木材利用の義務や努力、ZEB,ZEHの推進努力の規定がある。

3. 各論(建築物)について⑤

建築物報告制度の見直しの論点(検討イメージ)

建築省工ネ法や他都府県の規定との**比較**や、**道のゼロカーボン宣言や温対計画**などを踏まえて、 **道の建築物報告制度の見直しの論点の検討イメージ**を整理しています。

① 報告制度の意義について

- **道条例**は「**建築物以外の設備や省エネ以外の措置も報告の対象**」としているほか「**公表を行 う**」ことで、**法制度を踏まえながら温暖化対策の取組を広げる意義**があると考えられる。
- 報告の対象行為については、他都府県の例を踏まえ、温室効果ガス排出量が多く、建築主の 理解を得られやすい新築・改築等に絞ることも検討できないか。
- 報告項目については、ゼロカーボン北海道を踏まえ、「再エネ導入」や「森林吸収源の活用」を報告・公表項目に追加することを検討すべきではないか。
- ② 設計・建築事業者からの情報提供について

建築主による温暖化対策の検討を支援するため、知見を有する**設計者等**から建築主に対し、 環境情報の提供に努める規定を加えることを検討できないか。

- ③ 建築物の販売・賃貸事業者からの情報提供について
 - マンションや戸建ての**購入や賃貸**に際して、**販売者等**からその温室効果ガス排出抑制に関する情報の提供及び説明の規定を加えることを検討できないか。
- 4 ZEB、ZEHの推進について ZEB・ZEHの普及など建築物の脱炭素化を促進する規定を検討すべきではないか。
 - ○今後、事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたい。

4. 道内の事業者からの意見聴取について①

1. 意見聴取の実施概要

○ 対象:条例の規定に沿って関連する事業者。

○ 論点:全事業者に共通する論点とともに、業種に沿った個別論点について意見聴取

方法	関連規定等	対 象	時期	個別論点(アンケート項目)※意向を確認したい項目
アンケート	温室効果ガス	・道経連会員、道商連会員、 道同友会会員、道商工連会員 ・ゼロカーボン推進協議会会員	12月	※排出量の把握・公表・目標設定の状況、簡易な把握方法等は共通論点で把握・温暖化対策や再工ネ導入状況等の公表について ・再工ネの導入目標の設定状況について ・排出量報告制度に関し、道に求める施策や把握したい情報について
	建築物	・建設業協会会員 ・建築士会会員		・建築物の脱炭素化の普及促進について
	再生可能エネルギー	・省エネ法の電気小売事業者		・再工ネの普及促進について
	新車販売・ レンタカー	・自動車販売協会 ・レンタカー協会	1月~	・次世代自動車の普及促進について
	家電販売	・道内家電量販店 ・道電機商業組合		・省工ネ機器の普及促進について
	駐車場	・駐車協会員 ・道の駅管理者		・次世代自動車の導入促進について
	分譲・ 賃貸住宅	・不動産協会会員 ・宅建取引業協会会員		・建築物(住宅等)の脱炭素化の普及促進について
意見交換会	全体	・道経連、道商連、道同友会、 道商工連、ゼロカーボン協議会	2月~ -	・脱炭素化を本道の発展と企業価値向上にどうつなげられるかを論点に全体的に意見交換 ※アンケートの結果を踏まえながら実施
	石油・石炭	・石油業連合会、燃料団体連合会 ・LPガス協会	2/7:3	・産業構造の転換に伴う影響について ※アンケート結果を踏まえながら実施

4. 道内事業者からの意見聴取について(中間報告)

「排出量報告制度」をテーマに事業者アンケートを実施し、現在分析を進めています。

○関連規定:温室効果ガス排出量報告制度 ○実施期間:R3.12.14~R4.1.21

象:ゼロカーボン推進協議会(道経連、道商連、道同友会、道商工連など)会員事業者

○照会項目:企業規模等、排出量の把握・公表・目標設定の状況、簡易な把握方法のニーズなど21項目

アンケート結果(主なもの) | ※データグラフは参考資料④

- 「回答のあった事業者の概要」(スライド35)
 - 約350社から回答があり、建設業・製造業が約半分を占めた。
- ② 「排出量の把握状況」 (スライド36)
 - · 1,500kL以上 25%、1000~1,500kL 3%、1,000kL未満 24%、未把握 48%
 - ⇒ 約半数の事業者がエネルギーの使用状況を把握していない。
- ③「脱炭素社会に向けた社会の変化に対する意識」(スライド37)
 - ・「既に脱炭素化の動きが加速」が7割、「今後の事業活動で脱炭素化は必須」が5割 ⇒ 比較的高い意識傾向。
- ④ 「取り組んでいる温暖化対策」 (スライド38)
 - ・省工ネ機器や次世代自動車の導入など省エネの取組が進んでいる。
 - ・一方で、再工ネの導入、カーボンオフセット、ESG金融の受入は進んでいない傾向。
- (5) 「排出量の把握・公表の状況」 (スライド39)
 - ・自社の温室効果ガス排出量について、1,500kL未満の中小企業は把握は2割に留まる。
- ⑥「排出実態を把握する課題」(スライド40)
 - ・「把握する方法がわからない」「知識を持つ社員や時間の確保」が挙げられ、 特に1,500kL未満の中小企業の4~5割がこれらを課題として回答。
- ⑦「取引先からの排出量削減の要請」 (スライド41)
 - ・1,500kl未満の中小企業は概ね求められたことはないが、大企業の約2割弱が「求められている」と回答。
- 8 「簡易な排出量削減手法(レコーディングダイエット)への関心し
 - ・1,500kl未満の中小企業の約8割から「取り組みたい」(社名が公表されない場合含む)との回答。

4. 若者からの意見聴取について(結果報告) 25

○名称:「気候次世代100人会議in北海道」(意見交換)及び「アンケート」

○主催:北海道大学大学院環境科学研究院実践環境科学コース

○協力:北海道環境生活部

○対象: 道内の高校・大学等の10-20歳代の若者

1. 意見交換

2021年12月18日(土) 14:00~16:30 オンライン開催 参加人数44人

- (1) 方法:・気候変動やその対策、周辺知識などに関わる**動画(12本)を事前に視聴**し、4~5人のグループ形式で、バックキャス ティング思考に基づき、次のことについて、3回のグループトークを行った。
 - 話しやすさを優先し、グラフィックファシリテーターを活用。
 - 会議終了後、グループトークの話や考えたことを表明する「意見回答」を各個人から提出。
 - ア. 動画を見て、印象的だったところ、考えたこと、思ったこと。
 - イ. 2050(30年後)のあなたを思い浮かべたとき、何を大切にし、生きがいは何で、どんな社会になっていて欲しいか。
 - ウ. 2050年の未来に向かっていくときに、今、希望に感じていること、不安に感じていることは何か。
- **(2) 結果: 〔主な意見回答〕** (ゼロカーボンについて)
 - ○「**ゼロカーボンに向けた取り組みの現状**について」は(複数回答可)、**全員が1つ以上選択しており、現状の取り組みを** 概ね重要視している。

脱炭素化に向けた動きが加速していることを感じている	17
脱炭素化の取組を進めている	15
今後、生活をするうえで、脱炭素化は必須だと考えている	31
脱炭素化を進める予定はない	2
わからない	1

[主催者考察]

- ○バックキャスティング思考に基づく意見交換を通じて、**2050年に向けた長期的視点での若者の声**を得ることができた。
- ○時間的制約から意見をまとめることはしなかったので、定性的なデータとなるが、事後に実施した**アンケートの質問項目 の設定などに活用**することで、優位な情報を把握することができた。
- ○参加者は、このような意見交換会を強く望んでおり、道庁には、このような会を定期的かつ様々な話題で行っていくことを提案する。

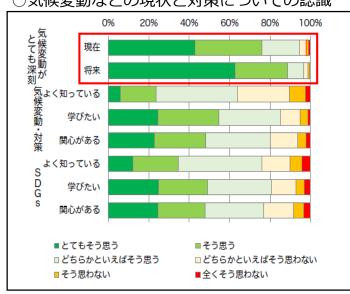
4. 若者からの意見聴取について(結果報告) 2

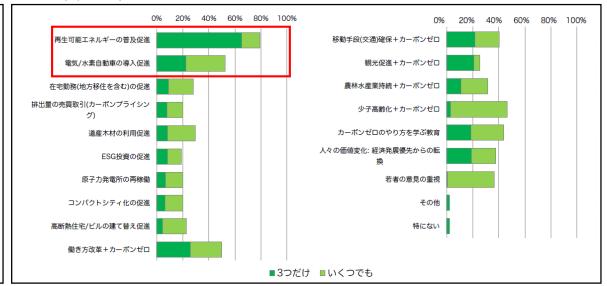
- 2. アンケート
- ※意見交換に参加できなかった若者にも幅広く呼びかけて実施
- (1)設問:・意見交換会結果を参考に「あなたが想像する2050年のあなたと社会について」を中心に構成。
 - ・回答者の認識や積極性を、設問「**気候変動などの現状と対策について**」で尋ねた。
 - ・現在行っているゼロカーボン北海道に向けた気候変動対策の支持や理解及び道が取り組む他の施策との組み合わせを 「**気候変動対策として取り組むべきこと**」で尋ねた。
- (2) 結果: 2022年1月6日から1月30日までに有効回答240件(うち高校生117件、大学生87件、その他36件)を得た。

〔主な回答結果〕

○気候変動などの現状と対策についての認識

○気候変動対策として取り組むべきこと



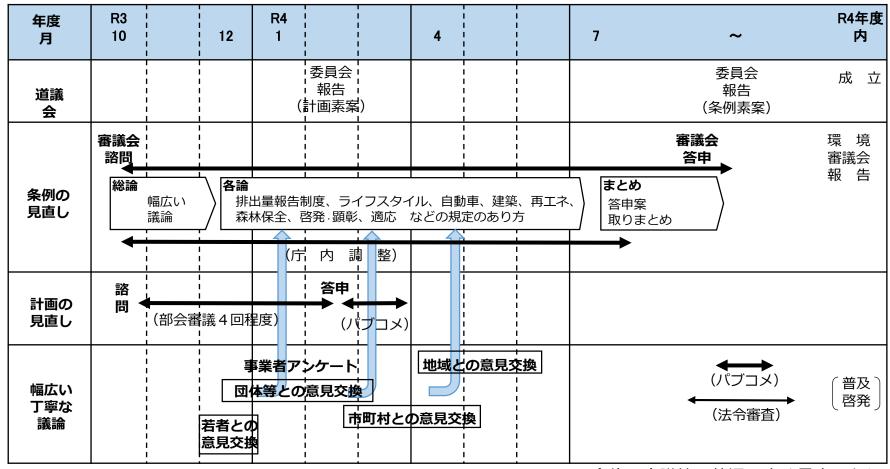


[主催者考察]

- ○意見交換会で得た「意見回答」を基に設問・選択肢を設定することで、とても分かりやすい結果を得ることができた。
- ○10-20 歳代世代は、気候変動がとても深刻という認識を持っている。「とてもそう思う」「そう思う」をあわせると現在でも約8割、将来では約9割の回答者がそう考えている。
- ○「国・北海道・グローバル企業・地元企業・人々が**気候変動について積極的に取り組んでいる」と認識**しているのは、 回答者の1~2割であり、「積極的に取り組むべき」と考える回答者は8割を超える。
- ○「気候変動対策として取り組むべきこと」については、 回答者の2/3が再生可能エネルギーの普及推進を、1/4が電気/水素自動車を選択。

5.条例見直しのスケジュールについて

<想定スケジュール>



- ※今後の審議等の状況に応じ見直しあり
- ○次回は、経済団体との意見交換会などの結果も踏まえながら、全体的な論点及び各論 (再工ネに関する規定等を想定)をご議論いただきたい
- ○論点などに関するご質問・照会には、メール等で随時ご対応・共有させていただきます。

●北海道地球温暖化防止対策条例 策定年月日:平成21年(2009年)3月31日

【条例の前文】

2008年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、西暦2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50パーセントを削減するという長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止を取り組む必要があるとの認識で合意し、対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人類一人ひとりに提示されました。こうした中で、豊かな環境を有する本道から、地球温暖化防止対策に積極的に貢献する必要があります。

【条例の目的】(第1条)

地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる 事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的 な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

【道の責務】 (第3条)

- ・地球温暖化防止対策の策定・実施
- ・市町村や事業者、道民、環境保全活動 団体等への支援
- ・市町村や事業者、道民との連携・協働
- ・道自らの事務・事業に関する地球温暖 \ 化防止対策の率先実行

【事業者の責務】 (第4条)

- 事業活動に伴う温室 効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【道民の責務】 (第5条)

- ・日常生活に伴う温室 効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【観光旅行者等の協力】 (第6条)

温室効果ガスの排出 抑制に協力

○前文では、制定時点の「2050年までに世界全体で少なくとも50%削減」との温室効果ガスの過去の長期目標が示されている。現在、道では、国と同様に世界の情勢を踏まえて「2050年ゼロカーボン北海道の実現」を目指している。

地球温暖化防止に向けた主な取組

【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】(第8条~第11条)

- ◆推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
- ◆地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出抑制の方策

◆道が実施する温暖化防止施策の公表・評価

【事業活動に関する取組】 (第12条~第15条)

- ◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るため の措置をとるよう努力義務
- ◆大規模エネルギー使用事業者⇒温室効果ガス 排出削減等に係る計画書・実績報告書の作成 ・提出>知事が公表

【自動車使用に関する取組】 (第18条〜第21条)

- ◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・ アイドリングストップの実践等への努力義務
- ◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリング ストップを促す周知
- ◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人 に対し、性能情報の説明(レンタカー業者⇒ 同様の説明の努力義務)

【機械器具使用に関する取組】 (第22条・第23条)

- ◆温室効果ガスの排出の量の少ない機械器具の 使用などへの努力義務
- ◆機械器具販売業者⇒器具を購入しようとする 人に対し、省エネルギー性能情報の表示と説 明

【建築物の新増築に関する取組】 (第24条〜第27条)

- ◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化 などへの努力義務
- ◆大規模建築物の新増築等を行おうとする建築 主⇒新増築時における建築物環境配慮計画書 等の作成・提出≻知事が公表

【再生可能エネルギーに関する取組】 (第28条〜第31条)

- ★道⇒再生可能エネルギーの導入促進や情報提供
- ◆事業者・道民⇒再生可能エネルギーの利用推進 への努力義務
- ◆大規模エネルギー供給事業者⇒再生可能エネル ギー計画書・達成状況報告書の作成・提出≻知 事が公表

【森林保全等の取組】 (第32条)

- ◆事業者・道民⇒森林保全及び整備、道産材の 利用推進への努力義務
- ◆道⇒情報提供その他の措置

【啓発・広報に関する取組】 (第33条~第34条)

- ◆道⇒温暖化防止に関する情報提供、学習機 会の創出などの必要な措置
- ◆事業者⇒従業員に対する理解の促進への努力義務
- ◆「北海道クールアース・デイ」の制定⇒温 暖化防止の取組を集中的に実施

【その他の取組等】

- ◆行事・催し物等における環境配慮の取組の 促進(第7条)
- ◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援 (第16条)
- ◆環境物品等の購入等の促進(第17条)
- ◆冬期・夏期における取組の推進(第35条・ 第36条)
- ◆地産地消の推進(第37条)
- ◆顕彰、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表、 市町村の条例との関係、規則への委任(第 38条~第44条)

○現条例は、各主体の責務のほか道の取組、事業活動、建築物、再工ネに関する報告・公表の義務などが規定されており、「ゼロカーボン北海道の実現」に向けた検討が考えられる。

北海道温暖化防止対策条例(自動車関連)

(公共交通機関等への利用の転換等)

- 第18条 道民は、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)及び原動機付自転車(同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)(以下これらを「自動車等」という。)のうち、自家用として使用されるもの(以下「自家用自動車等」という。)の使用に代えて、公共交通機関又は自転車(次項において「公共交通機関等」という。)の利用に努めるものとする。
- 2 道は、道民の自家用自動車等の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、その事業活動において使用する自動車等による温室効果ガスの排出及びその使用する従業員の通勤における自家用自動車等の使用を抑制するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自動車等の適正な運転)

第19条 自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を最小限度に抑制するため、自動車等の急な発進を避ける等運行方法を改善し、燃費を向上させるような自動車等の運転を行うよう努めるものとする。

(自動車等のアイドリング・ストップ等)

- |第20条 自動車等を運転する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車等の駐車時又は停車時における原動機の停止 | (以下「アイドリング・ストップ」という。)を行うよう努めなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、その管理する自動車等を運転する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、指導その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 駐車場(規則で定める規模以上のものに限る。以下「特定駐車場」という。)の設置又は管理をする者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置その他の規則で定める方法により周知しなければならない。
- 4 特定駐車場以外の駐車場の設置又は管理をする者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置その他適当と認める方法により周知するよう努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量が少ない自動車の使用等)

- 第21条 過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(以下「新車」という。)の販売を行う事業者 (以下「自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出の量その他規則で定める事項 (次項において「地球温暖化防止性能情報」という。)を、当該事項を記載した書面の交付その他適切な方法により説明しなければならない。
- 2 道路運送法(昭和26年法律第183号) 第80条第1 項の規定による許可を受けて同法第78条に規定する自家用自動車を業として有償で貸し渡そうとする者は、当該自家用自動車を借り受けようとする者に対し、当該自家用自動車に係る地球温暖化防止性能情報について、前項に規定する方法により説明を行うよう努めるものとする。
- 3 自動車を購入しようとする者は、低公害車をはじめとした温室効果ガスの排出の量が少ない自動車を購入するよう努めるものとする。

北海道温暖化防止対策条例(機械器具関連)

(温室効果ガスの排出量が少ない機械器具の購入等)

第22条 エネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。)を消費する機械器具(自 動車等を除く。以下単に「機械器具」という。)を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具を購入し、又は使用す るよう努めるものとする。

(省エネルギー性能情報の表示等)

- 第23条 未使用の機械器具であってエネルギーの消費量が相当程度多いものとして規則で定めるもの(以下「特定機械器具」という。)を販売する事業者 (当該特定機械機器を一の営業所において規則で定める台数以上陳列するものに限る。以下「特定機械器具販売事業者」という。)は、当該営業所に陳列 する特定機械器具の見やすい位置に、規則で定める当該特定機械器具のエネルギーの消費量等に関する情報(次項において「省エネルギー性能情報」とい う。)を表示しなければならない。
- 2 特定機械器具販売事業者は、特定機械器具を購入しようとする者に対し、当該特定機械器具の省エネルギー性能情報を説明しなければならない。

北海道温暖化防止対策条例(建築物関連)

(建築物の建築等に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第24条 建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替(次条第3項において「新築等」という。)を行おうとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築物環境配慮計画)

- 第25条 次に掲げる行為をしようとする者(次項第1号において「特定建築主等」という。)は、地球温暖化対策指針に基づき、当該行為に係る建築物に関し地球温暖化の防止に資するために講ずる措置に関する計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
 - (1) 規則で定める規模以上の建築物(以下この項において「特定建築物」という。)の新築又は規則で定める規模以上の改築
 - (2) 建築物の規則で定める規模以上の増築
 - (3) 特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床(これらに設ける窓その他の開口部を含む。)の修繕又は模様替であって規則で定める規模以上 のもの
 - (4) 特定建築物への空気調和設備その他の規則で定める建築設備(以下この項及び次項において「空気調和設備等」という。)の設置
 - (5) 特定建築物に設けた空気調和設備等の改修(規則で定めるものに限る。)
- 2 建築物環境配慮計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 特定建築主等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称並びに主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 当該行為に係る建築物の名称及び所在地
- (3) 当該行為に係る建築物の概要
- (4) 前項各号に掲げる行為の際に講ずる建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止、空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用その他地球 温暖化防止に資するための措置
- (5) その他規則で定める事項
- 3 建築物の新築等(第1項各号に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 4 第1項又は前項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、変更後の建築物環境配慮計画 書を知事に提出しなければならない。

(工事完了の届出)

第26条 前条第1項又は第3項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(建築物環境配慮計画等の公表)

第27条 知事は、建築物環境配慮計画書の提出、第25条第4項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、速やかに、これを公表するものとする。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

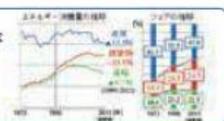
(平成27年法律第53号、7月8日公布)

<施行日:規制措置は平成29年4月1日、魏導措置は平成28年4月1日>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住 宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設。エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる

育量・必要性

- ○世が国のエネルギー舞給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念 されている。
- ○他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を 占めている。
- ⇒建築物部門における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。



* 住宅の建築を拿として行う建築主

法律の概要

基本方針の策定(国土交通大臣)、強築主等の努力義務、強築主等に対する指導助言

特定職職物 一定規模以上の非住宅建築物(政令:2000mf)

省工本基準連合器等・省工本連合性利定

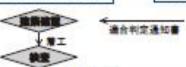
①新签詩等に、確签物のエネルギー演費性能基準(省エネ基準)への適合業務

②基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関(創設)の**判定を受ける職**務

③建築基準法に基づく建築確認手続きに運動させることにより、実効性を確保。

機器主專又は指定確認接查機関

所管行政庁又は登録省エネ料定機関



建築物使用禁止

在工术混合性和定

建築物の所有者は、建築物が者工本基準に適合 することについて所管行政庁の観定を受けると、 その質の意思をすることができる。

新築又は改修等の計画が。**開業基準に適合**するこ と等について所管行政庁の認定を受けると、事業 ●の*を受けることができる。

省工事情報向上のための設備について通常の重要物の 床面積を超える部分を不算入(10%を上層)

◆ その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設等)

その他の強緩物 一定規模以上の建築物(政令:300mi)

※基準適合義務対象を除く

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への開出議員 <省エネ基準に適合しない場合>

必要に応じて所管行政庁が指示・命令

住宅事業強襲主・が新築する一戸建て住宅

住宅トップランナー制造

1

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ 性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

く住宅トップランナー基準に適合しない場合>

一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて 大臣が勧告・公表の命令



参考資料③

国の現行制度(公共建築物等木材利用促進法)34

公共建築物等木材利用促進法の改正

①脱炭素社会の実現を位置付け ②木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

題名 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

第一条 目的

 公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の 持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

追加

維持

関係者の役割

第三条 国の責務(新第四条)

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策 定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成 等

第四条 地方公共団体の責務(新第五条)

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する 施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

第五条 事業者の努力(新第六条)

 事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら 努める

林業・木材産業の事業者の 木材の安定供給に係る努力義務を規定

第六条 国民の努力 (新第七条)

- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

--- 基本方針等の策定

第七条 基本方針 (新第十条)

農林水産大臣・国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第八条 都道府県方針(新第十一条)

即して定める

第九条 市町村方針(新第十二条)

施行期日:令和3年10月1日

木材利用の意義について 基本理念を新設(新第三条)

木材利用促進本部を設置 新設 (新第二十五条) 農林水産大臣 (本部長) 総務大臣、文科大臣 経産大臣、国交大臣 環境大臣他関係大臣で構成 建築物における木材利用促進 に関する基本方針を策定・実施 の推進 等

基本方針等の対象を 公共建築物から建築物に拡大

①建築物木材利用促進協定制度の創設 (新第十五条)

- 協定内容を誠実に履行
- 協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置
- ②建築物における木材の利用を促進するための必要な措置

木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日) (新第九条)、 表彰(新第三十一条)を規定 新設

新設

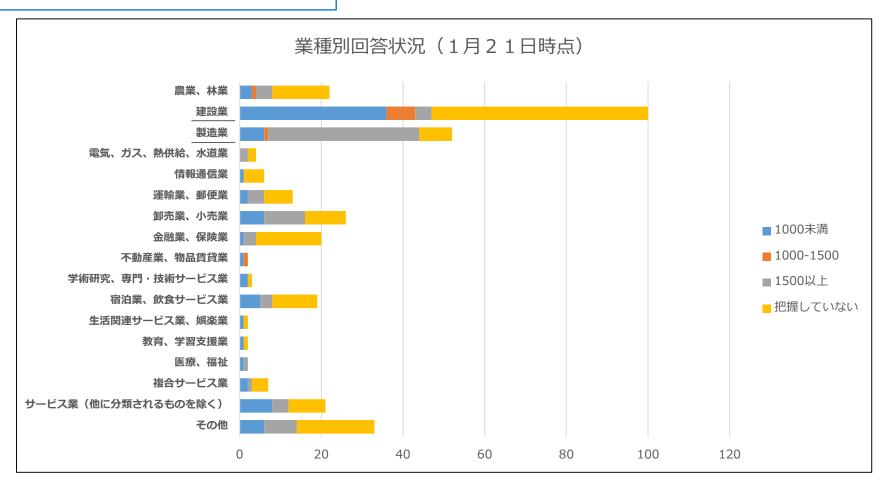
脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開



参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ①

1.温室効果ガス

① 回答事業者の業種(排出量の別)

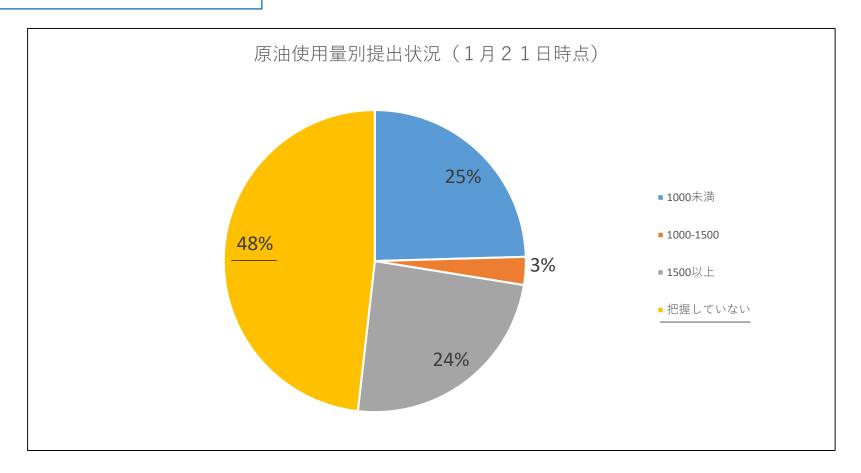


○1月21日時点で、約350社から回答あり、建設業、製造業からの回答が多くあった。

参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ②

1.温室効果ガス

② 回答事業者の排出量の規模



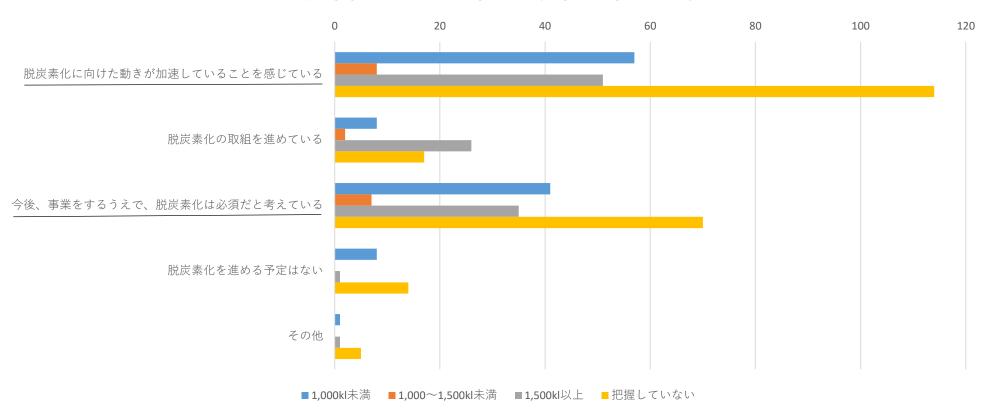
○約半分の回答事業者がエネルギーの使用状況を把握していない。

参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ③

1.温室効果ガス

③ 脱炭素に向けた社会の変化に対する意識

脱炭素社会に向けた社会の変化に対する意識



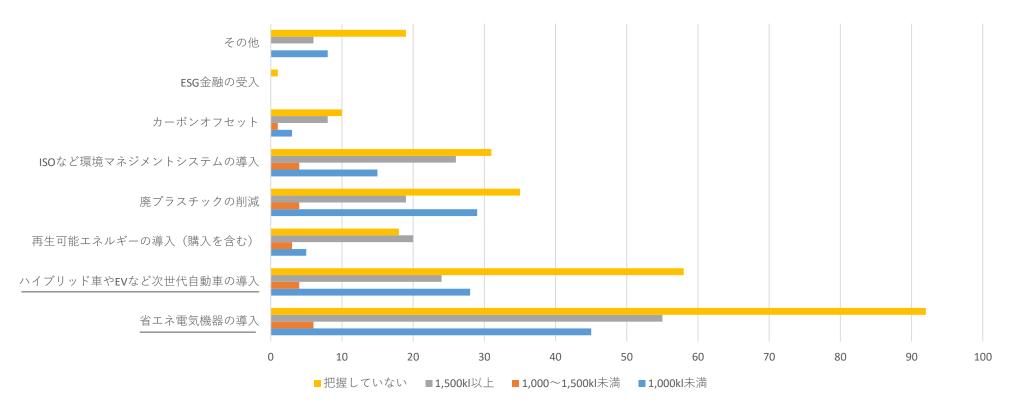
○「既に、脱炭素化の動きが加速している」「今後の事業活動で脱炭素化は必須と考えている」事業者が多い。

参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ④

1.温室効果ガス

④ 取り組んでいる温暖化対策





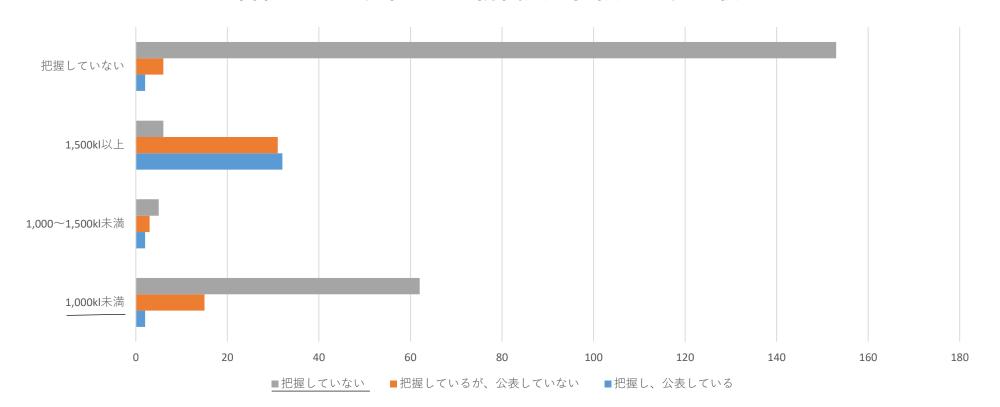
○事業者が取り組む温暖化対策として、省工ネ機器や次世代自動車の導入など省工ネの 取組が多い。

参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ⑤

1.温室効果ガス

⑤ 排出量の把握・公表の状況

自社の温室効果ガスの排出量の把握・公表の状況



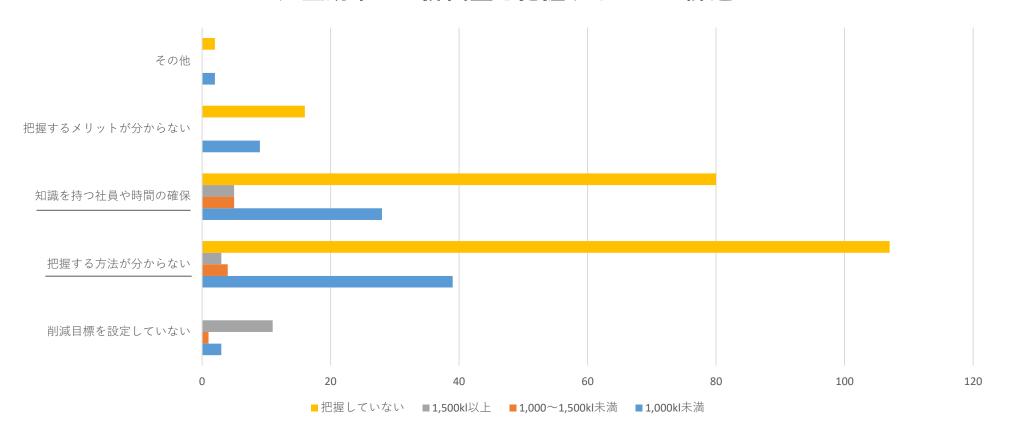
○自社の温室効果ガスの排出量について、中小企業(1,500mL未満)は把握が少ない。

参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ⑥

1.温室効果ガス

6 排出量を把握するための課題

温室効果ガス排出量を把握するための課題



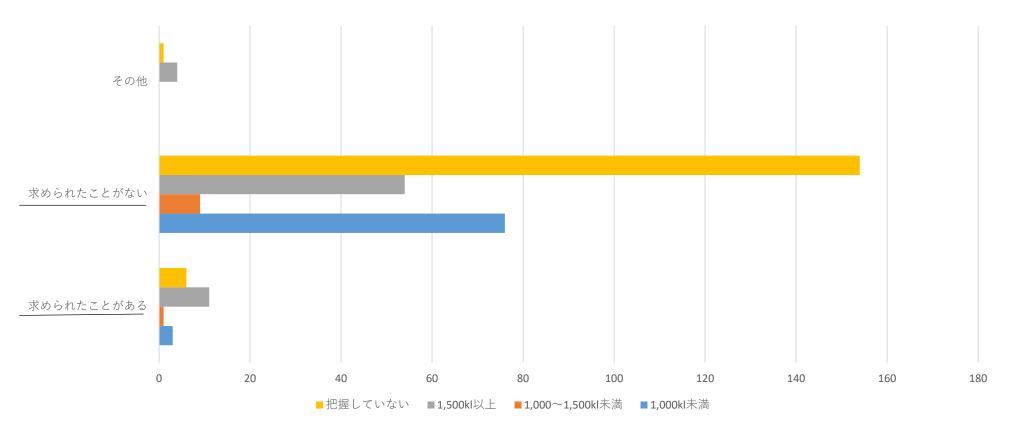
○自社の排出実態を把握する課題として、「知識を持つ社員や時間の確保」「把握する 方法がわからない」が挙げられ、特に中小企業(1,500mL未満)からの回答が多かった。

参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ⑦

1.温室効果ガス

⑦ 取引先からの排出量削減の要請

取引先からの温室効果ガス排出量の削減要請



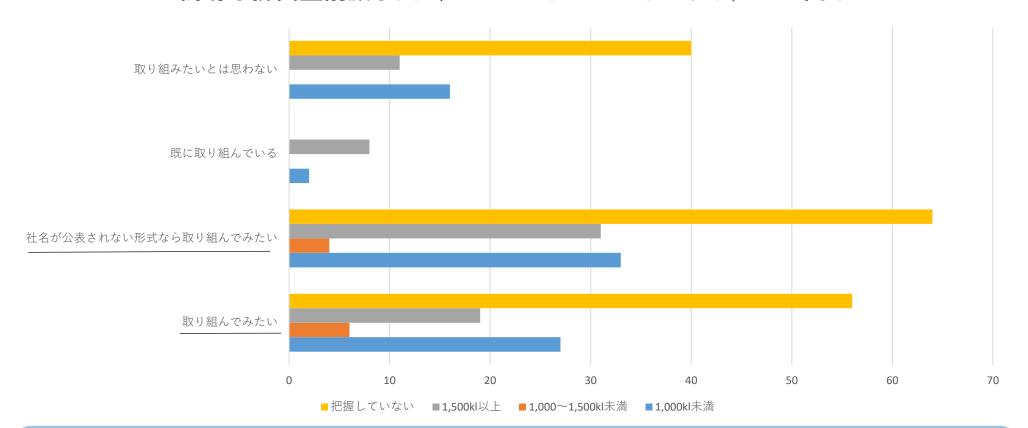
○取引先からの削減要請は、1,500kl未満の中小企業にはほとんど求められたことはないが1,500kl以上の大企業の約2割弱が求められている。

参考資料④ 道内事業者へのアンケート結果データ®

1.温室効果ガス

⑧ 簡易な排出量削減手法(レコーディングダイエット)への関心

簡易な排出量削減手法(レコーディングダイエット)への関心



○レコーディングダイエットについて、1,500kl未満の中小企業の約8割から「取り組みたい」(社名が公表されない場合含む)との回答が得られた。